

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第七号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給について、所得制限を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改めること。
- 二、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても就学支援金の支給の対象とすること。
- 三、保護者等の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者については、就学支援金を支給しないものとする。こと。
- 四、受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、保護者等の収入の状況に関する事項を届け出なければならぬものとし、正当な理由がなく当該届出をしないときは、就学支援金の支

払を一時差し止めることができるものとする。

五、この法律は、平成二十六年四月一日から施行すること。

六、施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、従前の制度を適用するなど、必要な経過措置を設けること。